

子どもの権利委員会第 87 会期閉幕

2021/06/04

国連人権高等弁務官事務所

5月17日からオンラインで開催されていた子どもの権利委員会第87会期が閉幕した。今日の会合ではルクセンブルクとチュニジアの報告に関する総括所見と勧告が採択された。大谷美紀子委員長は、子どもの権利条約の締約国は現在196か国、武力紛争における子どもの関与、子どもの売買等、個人通報に関する選択議定書の締約国は、それぞれ171か国、177か国、47か国であると報告した。また、会期中には15件の個人通報に関して、スペインに対する1件が条約違反、スイスに対する1件が条約違反なし、ドイツに対する1件が受理不能、スイスに対するもう1件が受理可能、11件が審理打ち切りになったと述べた。さらに、代替的監護における子どもの権利に関するオンラインでの一般討議(9月16～17日開催予定)に関わる作業が続けられ、子どもの権利と環境特に気候変動に関する新たな一般的意見に係る作業が開始されたと述べた。第88会期は9月6～24日に開催の予定である。

世界環境デーに向けて共同声明

2021/06/04

国連人権高等弁務官事務所

6月5日の世界環境デーに向けて、国連の人権専門家らが共同声明を公表した。内容は以下のとおり。健全な環境の中で生活することはまさしく人権であるという認識が高まり、国連加盟国193か国中、156か国がこの権利を憲法・法律・地域条約で規定している。国連は今こそ、あらゆる人々が清潔な環境の中で生活する権利があると認め、リーダーシップを発揮すべきである。こうした権利が承認・尊重・保護・実現されれば、地球上の数十億人の人々の生活が改善されるであろう。COVID-19のような感染症の出現、気候危機、毒性汚染の蔓延、生物多様性の劇的な損失が急増しており、地球の未来が最重要の国際課題となっている。世界的環境危機のために毎年900万人以上が死亡し、数十億人の健康と尊厳が脅かされている。国連は、あらゆる人々があらゆる場所で健全な環境で生きる権利をもつと認めることで、意欲的な行動の触媒となりえるはずである。

オンラインと人権に関する共同声明

2021/06/04

国連人権高等弁務官事務所

6月7～11日に開催される、デジタル時代における人権に関するライツコン(RightsCon)サミットを前に9名の人権専門家が声明を公表した。内容は以下のとおり。各国政府はインターネットやデジタル技術を反対意見の抑圧、監視、オンライン・オフラインでの集団的行動の鎮圧のために利用し続け、テクノロジー企業はこうした人権侵害の回避のためにほとんど行動していない。パンデミック危機の中でさらに加速するこうした人権侵害が、不平等の継続・悪化を世界的にもたらすであろう。我々はデジタル技術の迅速な拡大と安全・包括的な人権に基づいた技術的解決策を求めてともに行動する必要がある。政府はテクノロジー企業に対して人権を尊重した規制を行い、企業は自身のビジネスモデルの再検討を行うなど、それぞれ人権を尊重・保護する義務・責任を果たさなければならない。さらに企業には、個人情報自動的に収集するツール等の政府への提供を中止するよう求める。

紛争防止と少数者に関するアフリカ・中東会議開催の予定

2021/06/08

国連人権高等弁務官事務所

紛争防止と少数者の人権保護に関するアフリカ・中東地域フォーラムが、少数者問題に関する特別報告者の主催により、6月15・16日に開催される。政府代表、国連機関、地域機関、少数者グループ、市民社会グループの他、200名以上の少数者が参加する予定である。このフォーラムは、少数者のための正義と人権を通じた平和の維持に関して今年開催される4つの地域フォーラムの2番目となる。今日の世界の多くの紛争の根底にみられる不満への対処が暴力的な紛争の防止に向けた重要な取組みになることが話し合われる予定である。討議の内容と勧告は、12月の少数者問題に関するフォーラム第14会期で報告される予定である。地域フォーラムはオンラインで行われ、ライブ中継される <https://www.youtube.com/channel/UC4nFioBnLPu3b2ZufJGtD1w>。

G7 に発展途上国のワクチン確保を求める共同声明

2021/06/09

国連人権高等弁務官事務所

6 月 11～13 日に英国で開催される G7 サミットに向けて、人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。経済大国の指導者に対し、グローバル・サウスの人々が COVID-19 ワクチンに平等にアクセスでき、利潤動機によって世界の健康と平等が損なわれないよう確保することを求める。グローバル・サウスの数十億の人々が取り残されているが、この状況は現在の危機を長引かせ、死者数の激増、経済不況の深刻化、社会不安の拡大を招くであろう。WHO によれば、現在までに実施されたワクチン摂取のうち低所得国で行われたものは 1%に満たないという。知的財産権がワクチンの低コストでの生産、供給拡大の障壁とならないよう確保することが重要である。安全なワクチン生産の最大化は世界的パンデミックから利益を得ることよりも優先されなければならない。また、資金的・技術的支援や原料入手の保障により発展途上国のワクチン生産能力を強化することも必要である。

世界高齢者虐待啓発デー COVID-19 パンデミック中に暴力増加

2021/06/14

国連人権高等弁務官事務所

世界高齢者虐待啓発デーに向けて、高齢者の人権に関する独立専門家が声明を公表した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミック中、世界各地の高齢者施設でのネグレクト・隔離・サービスの欠如が報告されている。ロックダウンの結果、家族や介護者としか交流できない高齢者に対する性暴力・暴力・虐待・ネグレクトが増加しているが、効果的な是正・救済のための課題・障壁にはほとんど注意が払われず、高齢者の司法・効果的な救済へのアクセスが阻まれている。詳細な情報・分析が欠如していることにより、虐待の形態が明らかにならず、高齢者の適切な保護のために必要な具体的な行動が特定されていない。是正・救済を求める高齢者が取り残されてはならない。各国政府に対し、高齢者の自律が尊重され司法にアクセスできるように、国内法・措置に加えて拘束力のある国際人権条約を採択するよう求める。

「ビジネスと人権に関する指導原則」10周年

2021/06/16

国連人権高等弁務官事務所

「ビジネスと人権に関する指導原則」が人権理事会で支持されてから10周年にあたり、ビジネスと人権に関する作業部会が声明を公表した。内容は以下のとおり。人権の尊重を確約する企業の増加、人権と環境の尊重を企業の必要条件とする欧州における立法の急増など、この10年間にかなりの進展があった。「指導原則」の諸基準は、前例のない速さで国際文書から政府・企業の指針となった。さらに多くの企業が人権を確約し、さらに多くの政府が国内計画を発展させている。遅くはあるが、10年前には存在しなかった企業の人権責任が周知されつつある。また「指導原則」は、人々や地球にビジネスがもたらす危害の責任追及の枠組みを組合やコミュニティ・市民社会に示すものでもある。しかしながら、ビジネスに関わる人権侵害はあらゆる分野・地域で根強く残っている。労働者やコミュニティが危険にさらされており、保護や救済の可能性は低い。

人権理事会開催の予定

2021/06/17

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 47 会期が 6 月 21 日～7 月 13 日に開催される。今会期は対面とバーチャルを組み合わせて行われる。初日は議長の開会の挨拶に続き、人権高等弁務官が活動に関する年次報告書、パンデミックその他の健康危機への対応における政府の中心的役割に関する報告書を提示し、討論が行われる。今会期では、広範な人権問題に関する報告書の検討、人権専門家等との 30 以上の対話、約 70 のテーマ・国に関する報告書が提示される予定である。また、女性性器切除の多分野にわたる防止・対処、「ビジネスと人権に関する指導原則」10 周年、高齢者の人権に与える気候変動の悪影響、女性の人権、スポーツ・オリンピック理念を通じた人権の促進、教育の権利に重点をおいた技術協力・能力構築に関するパネルディスカッションや討議が予定されている。さらに 14 か国の普遍的定期審査の結果文書が採択される。理事会は 47 か国で構成され、現在は日本も理事国を務める。

人権理事会第 47 会期開幕 パンデミック対応を討議

2021/06/21

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 47 会期が開幕した。今日の会合で人権高等弁務官は、パンデミック対応における政府の中心的役割に関する報告書を提示した。高等弁務官は、人権義務の不履行のために保健制度の復活、健康危機に対する準備・対応、健康危機からの復興が損なわれており、各国政府は健康・社会的保護制度への投資を強化すべきであると述べた。そして、経済的・社会的・文化的権利の保護、低所得国支援のための大胆な措置がとられる必要があり、COVID-19 ワクチンは地球公共財とみなされなければならないと訴えた。討議で発言者は、COVID-19 は経済的・社会的・文化的権利だけでなく市民的・政治的権利にも影響をもたらしており、パンデミックが政府による民主主義の不当な制限や、人権侵害のために利用されてはならないと強調した。また、ワクチンの公正・平等な世界的配分、技術移転、現地生産の強化を求めた。

女性差別撤廃委員会第 79 会期開幕

2021/06/21

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 79 会期が開幕した。今会期は 7 月 1 日までオンラインで開催される。人権高等弁務官事務所の代表は、対面会期はパンデミック中に滞留している締約国報告書と個人通報を処理するために重要であり、スイスの状況・渡航制限が緩和され次第、対面会期を再開されなければならないと痛感していると述べた。委員長は、オンラインでの締約国報告書審査は、前回技術的な問題等に直面したことに鑑み、今会期では行わないと決定していると述べた。そして、対面会期ができるだけ早期に再開され、10・11 月の会期で予定されている 12 か国の報告書審査が行われるよう期待を表明した。

女性差別撤廃委員会 先住民族女性の権利を討議の予定

2021/06/21

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会は6月24日、先住民族の女性・少女の権利に関する一般討議をオンラインで行う予定である。先住民族の女性・少女は、教育・ヘルスケア・先祖代々の土地へのアクセスの欠如を含む、複合的差別を経験しており、また、貧困率は格段に高く、性暴力・性的虐待の被害を受ける可能性も高い。討議で委員は、締約国、国連機関、国際・地域機関、国内人権機関、NGO その他の関係者と協議する予定である。討議の様子はUN Web TV で中継される。ジュネーブ時間12:30~14:00には、先住民族の女性・少女と交差的差別に重点を置いた平等・無差別をテーマとした討議、16:00~18:00には、政治的・公的生活における先住民族の女性・少女の効果的参加・協議・同意をテーマとした討議が行われる。

人権専門家 カトリック教会に性的虐待対策を求める

2021/06/21

国連人権高等弁務官事務所

4名の特別報告者が今年4月にバチカンに書簡を送付した。内容は以下のとおり。世界中でカトリック教会メンバーによる子どもに対する性的虐待・暴力の申立てが数多く行われているが、カトリック教会は容疑者の保護、犯罪の隠蔽、責任追及の妨害、被害者への補償の回避のための措置をとっている。また、国内当局によるカトリック教会関係者の尋問や訴追を制限するために、バチカンと各国政府は政教条約その他の取決めを結んでいる。バチカン当局に対し、妨害行為を中止し、関係国の司法・法執行当局と十分に協力し、教会メンバーの責任回避の取決めへの署名や利用を中止するよう求める。また、カトリック教会メンバーに対し、被害者を司法にアクセスさせない行為を中止するよう求める。さらに、国際人権基準に定められているとおり、重大な人権侵害への対応において正義・真実・補償・再発防止を確保する政府の義務を想起してもらいたい。

人権理事会 人権高等弁務官の年次報告書を討議

2021/06/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人権高等弁務官の年次報告書に関する討議が行われた。発言者は、国際条約の批准国を含む国々で民主主義の多くの基幹が困難に直面していること、市民社会活動家や人権擁護活動家に対するあらゆる形態の嫌がらせや報復は非難されるべきものであり、各国政府の取組みが必要であること、複数の国が人権を武力干渉や一方的強制措置の口実として利用していること、人権高等弁務官事務所や人権理事会は人権に基づいた COVID-19 対応・復興を促進していること、COVID-19 によって世界的な人権享受を実現する各国政府の潜在力が試されていることに言及した。また、人権は道具化されてはならないものであると述べ、人権状況が綿密に精査されている場合もあれば、完全に無視されている場合もあることを取り上げ、連帯の集団的危機が理事会の基本原則を脅かしていると指摘する発言もみられた。

人権理事会 女性性器切除、健康の権利を討議

2021/06/23

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、女性性器切除の多分野にわたる防止・対応に関するハイレベル・パネルが行われた。高等弁務官は、現在2億人以上の少女・女性が性器切除を受けており、毎年少なくとも400万人の少女がその危険にさらされていると報告した。そして、少女・女性を含めた様々な関係者による取組みを優先する革新的・効果的な戦略が必要であり、女性性器切除と分野横断的差別、ジェンダー不平等その他の根本原因との関連が検討されるべきであると述べた。討議で発言者は、全ての政府はこの慣行の撤廃、被害者の支援、適切な健康サービスの提供に取り組まなければならないと主張した。続いて、健康の権利に関する討議が行われ、発言者は、LGBTの人々に対する偏見が彼らのヘルスケアへのアクセスの障害となっていること、世界はワクチンへの迅速・公平なアクセス、パンデミックの克服のためにさらに連帯する必要があること等に言及した。

人権理事会 移住者の人権、適切な住居を討議

2021/06/23

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、移住者の人権に関する討議が行われた。発言者は、送還は政府の国際的義務の違反であるとする特別報告者の意見を支持した。また、複数の国で家族の分離が悲劇を引き起こしていること、オフショア収容施設の利用は移住者の人権侵害であることを指摘し、これらの中止を求めた。会合の始めには、適切な住居に関する特別報告者が発言した。特別報告者は、年齢・少数者・移住者としての地位等について対等で差別のない指令が不可欠であると述べた。また、移住労働者特に大規模建設計画に従事する移住者や女性家事労働者の住宅状況が重大な懸念事項であるとした。討議で発言者は、理事会が昨年の決議で各国政府に気候変動への適応・緩和に関わる戦略において適切な住居の権利を考慮するよう求めたこと、COVID-19 パンデミックでこの権利を実現する各国政府の能力の低さが明らかになっていること等に言及した。

人権理事会 健康の権利に関する専門家が発言

2021/06/23

国連人権高等弁務官事務所

健康の権利に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。各国政府は COVID-19 ワクチンへの普遍的・公平なアクセスの保障、グローバル・サウスの数十億人の生命と健康の権利の享受の保障のために一層行動しなければならない。黒人・先住民族その他の迫害された集団にもたらされるパンデミックの多大な影響は、過去・現在の抑圧の制度、制度的差別、人種主義に根ざしている。私は、COVID-19 パンデミックに関わる世界的健康、人種主義と健康の権利、健康の平等、そしてセクシュアリティ・ジェンダーに基づく暴力、女性殺害の問題に重点的に取り組む所存である。3人に1人の女性がパートナーによる身体的・性的暴力を受けており、レズビアンやトランスジェンダーの女性が同性愛嫌悪によるレイプ等を受けている。こうした深刻な人権侵害は、彼女らの心身の健康に大きな打撃を与えている。

人権理事会 移住者の人権に関する専門家が発言

2021/06/23

国連人権高等弁務官事務所

移住者の人権に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。各移住者の個別の審査その他の手続きを欠く送還は、集団的追放禁止の違反であり、さらなる人権侵害のリスクを高め、特にノン・ルフールマン原則に違反する可能性がある。各国政府は、領域内、管轄権・効果的支配の範囲内にいるあらゆる人々の人権について、移住者としての地位を問わず、いかなる差別もなく尊重・保護・実現する義務を負っている。送還の措置・実行は、国境における移住者の人権を保護する政府の国際義務の否定を示し、政府のイメージを低下させる。移住ルートほとんどで送還が行われているという憂慮すべき傾向を示す確かな情報を受け取っている。私は国家との会合・通報手続・各国訪問を通じて、あらゆる地域の送還に関わる人権問題に取り組んでいる。国連加盟国がこの有害な現象に対処するために具体的行動を起こすよう期待している。

人権理事会 教育の権利、健康の権利を討議

2021/06/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、教育の権利に関する特別報告者が発言し、教育の権利を文化的権利として理解することによって、インクルーシブで質の高い教育が現実的なものになると述べ、全ての政府と教育関係者に対して、こうしたアプローチをとるよう求めた。討議で発言者は、質の高い教育は、学習者のアイデンティティや多様な現実の生活、すなわちジェンダー、性自認・性的指向、民族的・言語的・宗教的背景、障がい、社会経済的状況、移住者としての経歴等を反映したものでなければならないと述べた。また、教育機関はこうした多様性を活かし、教育カリキュラムを強化する好機とすべきだとの意見もみられた。この会合では健康の権利に関する討議も行われ、特別報告者は、健康への悪影響は遺伝の結果であるだけでなく、人種差別をつくった抑圧的な制度の結果でもあり、分野横断的な法の枠組みが必要であると述べた。

人権理事会 人権と国際連帯、移住者の人権を討議

2021/06/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権と国際連帯に関する独立専門家が発言し、世界的な公衆衛生の安全保障は集団的願望であるとともに相互責任であり、特に健康危機やパンデミックにおいては相互尊重に基づく国際協力が重要であると述べた。また、国際連帯と人権は感染症対策において適用されるべきであり、公衆衛生の危機における国際協力の義務は不可欠であり法的拘束力をもつと述べた。さらに、COVID-19に関わる特許権保護を制限すれば、低コストのジェネリック・ワクチンへのアクセスが加速されると述べた。討議で発言者は、ワクチン・ナショナリズムに対抗するために国際連帯が強化されなければならないこと、COVID-19 パンデミック中の一方的強制措置・制裁等は国際連帯の原則に根本的に反すること等を主張した。この会合では移住者の人権に関する討議も行われ、特別報告者は、人権理事会は送還の問題を注意深く監視しなければならないと述べた。

女性差別撤廃委員会 先住民族女性の権利に関する一般討論

2021/06/24

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会では、先住民族女性・少女の権利に関する一般討論が行われた。第1部では先住民族女性・少女の平等・無差別・交差的差別について議論が行われた。はじめに議長は、この討議は先住民族女性・少女の権利に関する一般勧告を作成するための第1歩であると述べた。また、権利には個人的な側面と集合的な側面があることを強調し、誰が先住民族女性・少女であるかを決定するのは自己認識であると述べた。その他の発言者は、委員会では一般勧告で集合の権利と個人の権利の相互関係を強調することが重要であると述べた。第2部では、政治的・公的生活における先住民族女性・少女の効果的参加・協議・同意について討議が行われた。発言者は、先住民族女性の政治的参加に対する制限の中心的要因は家父長制度・人種主義・差別であると述べ、一般勧告では先住民族女性の現実が十分に反映されるよう期待を表した。

拷問の犠牲者を支援する国際デーに向けて共同声明

2021/06/25

国連人権高等弁務官事務所

6月26日の拷問の犠牲者を支援する国際デーに向けて、拷問防止小委員会、拷問禁止委員会、拷問・虐待に関する特別報告者、拷問犠牲者支援基金委員長が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。各国政府は拷問犠牲者が救済を受ける権利を尊重・維持することが重要である。各国政府は、犠牲者の治療に関わる医療その他の専門家、市民社会組織、人権活動家が、制限や報復を受けずに拷問を報告し犠牲者のリハビリを支援するような、極めて重要な活動を行うことができるよう特別に留意しなければならない。2012年に国連専門家が、申立てや国連に協力した拷問犠牲者が報復を受けていることを警告したが、こうした傾向はそれ以降も増加している。各国政府に対し、拷問・虐待の絶対的・普遍的禁止を維持し、犠牲者の救済・リハビリ、市民社会の自由な活動が可能になる環境を整えるよう求める。

人権理事会 女性に対する差別、性的指向等に基づく暴力を討議

2021/06/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、女性・少女に対する差別に関する作業部会議長が発言した。議長は、過去1年半に複数の国が特定のリプロダクティブ・ヘルス・サービスを必要不可欠なものとはみなさず、アクセスを制限していることを報告した。また、前進のために必要な行動として次の5点を挙げた。①セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (SRHR) の優先、②差別的な法・政策・実行の撤廃、③SRHR の侵害の監視・責任追及の制度化・強化、④意思決定過程への女性・少女の参加の確保、⑤保守的・人権に反するイデオロギーへの反対、である。討議で発言者は、危機的状況が女性と少女に多大な影響をもたらしており、ジェンダー差別に対する分野横断的な取り組みが必要であると述べた。会合のはじめには、性的指向・性自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家が発言し、ジェンダーの多様性が暴力・不正義の撲滅の基本的ツールとなる世界の実現を求めた。

人権理事会 性的指向・性自認に基づく専門家が発言

2021/06/25

国連人権高等弁務官事務所

性的指向・性自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。ジェンダーの理解が難しく、多様な性の人々の迫害が激化している今、社会のジェンダー規範に従わない人々にとって安全な環境を政府がつくることがこれまでになく重要である。各国政府に対し、ジェンダー・性自認・性表現・性的指向による暴力・差別の根本原因に対処するために、ジェンダーに基づいた分析を行うよう求める。政府は、性自認をさらに法的に承認すべきである。なかでも行政手続は申請者の選択に基づいたシンプルなものでなければならず、手術やホルモン治療のような措置を要求してはならない。各国政府は、ジェンダー・セクシュアリティに関わる権利を普遍的・不可侵の権利として維持し、あらゆる人々の身体的・精神的完全性、自律、自己決定の権利の承認を確保しなければならない。

人権理事会 ジェノサイド、女性に対する暴力を討議

2021/06/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、ジェノサイドの防止に関する事務総長特別顧問が発言し、ジェノサイドその他の残虐な犯罪は、全ての者が偏狭な政治的利害を忘れ協力するならば防止可能であり、防止は集団的責任であると述べた。討議で発言者は、政府がジェノサイドになる可能性のある人権侵害に関与している具体的な現状を取り上げ、理事会は大規模なレイプ・拷問・監視・抑留・強制労働が生じている状況に対処していないと述べた。続いて、女性に対する暴力に関する特別報告者が発言し、刑法は男性・少年・多様なジェンダーの人々を含む全ての人々を保護し、レイプにはあらゆる形態の性的な挿入、配偶者間・パートナー間のレイプを含め、同意のない性交はレイプとして定義すべきであると述べた。討議で発言者は、COVID-19 パンデミック対策のために虐待者と監禁状態に置かれる女性・少女の特別な保護が必要であると述べた。

人権理事会 裁判官・弁護士の独立、人権と多国籍企業を討議

2021/06/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者が発言し、司法は必要不可欠な公的サービスとみなされなければならない、そのメンバーはパンデミックにおいて必要不可欠な要員とみなされなければならないと述べた。また、各国政府は、司法へのアクセスに影響をもたらす排除を生む情報格差をなくすために緊急・継続的な措置をとらなければならないと述べた。討議で発言者は、パンデミック中であっても、全ての人々が司法アドバイスを受け、公平・効果的な司法手続にアクセスできなければならないこと、デジタル司法サービスはパンデミックにおける司法サービスの透明性・継続性の維持を可能にすること等に言及した。続いて行われた人権と多国籍企業に関する討議で発言者は、世界的サプライチェーンにおける政府・企業間の協力、企業同士のパートナーシップが COVID-19 パンデミックからの復興に必要であると述べた。

人権理事会 女性に対する暴力に関する特別報告者が発言

2021/06/28

国連人権高等弁務官事務所

女性に対する暴力に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。レイプは国際法の下で人権侵害、女性・少女に対するジェンダーに基づく暴力の現れとされており、各国政府にはレイプを犯罪とする法律を制定し、加害者を訴追する義務がある。しかしながら、大多数の政府のやり方は人権基準・国際法に合致していない。鍵となるのはレイプの定義である。被害者の合意の欠如が全ての定義の中核でなければならない。積極的な合意、イエスと言うことだけが合意を意味するということの理解を教育で促進すべきである。婚姻内レイプを例外とする国はそうした例外を直ちに撤廃しなければならない。被害者特に子どもの被害者には、申立てを起こすための十分な時間が与えられるべきである。司法手続は、被害者にとってトラウマの少ないものにし、彼女らを保護し、評判を貶めることがないようにすべきである。

自由権規約委員会第 132 会期開幕

2021/06/28

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 132 会期が開幕した。今会期は 7 月 23 日までオンラインで開催され、人権高等弁務官事務所の代表が開会の挨拶を行った。内容は以下のとおり。COVID-19 の発生以降も委員会は柔軟性と効率性を示し、3 回のオンライン会期で 203 件の個人通報に対する決定、16 か国の定期報告書総括所見に関する 4 つのフォローアップ報告書、32 件の個人通報に対する見解に関する 4 つのフォローアップ報告書、17 か国に関する事前質問事項、23 か国に関する定期報告に先立つ事前質問事項、平和的集会の権利に関する一般的意見 37 号を採択した。また、報告手続を再開し、フィンランドとケニアの代表とオンラインでの対話を行った。今会期では、トーゴの政府代表と関係者とのバーチャル会合、38 件の個人通報の審理・採択が予定されている。とはいえ、今年 5 月の時点で全人権条約機関の滞留報告書は 315 件に上っており、対面会期の再開が重要である。

人権高等弁務官が人種主義に関する報告書を公表

2021/06/28

国連人権高等弁務官事務所

米国のジョージ・フロイドさん殺害後、人権理事会は2020年6月に人権高等弁務官事務所に対し、アフリカ系の人々に対する法執行官による制度的人種主義・国際人権法違反、政府の対応、責任追及、犠牲者の救済等に関する報告書の作成を要請した。高等弁務官は、高等弁務官事務所が行った数多くの関係者との協議を基にした分析を記した報告書を公表し、次のように述べた。制度的人種主義には制度的な対応が必要である。すなわち、数世紀にわたる差別・暴力に定着した制度を撤廃するための総合的な取り組みが必要である。そして、人種主義を推し進め、ジョージ・フロイドさん殺害のような悲劇を繰り返し引き起こす相互に関連する分野に対して、斬新な取り組みが必要である。全ての国に対し、人種主義の存在の否定を止め、撤廃に着手すること、不処罰を中止し信頼を築くこと、アフリカ系の人々の意見を聞くこと、過去の遺産と対峙し、救済を行うことを求める。

人権理事会 人身取引、女性に対する暴力を討議

2021/06/29

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人身取引に関する特別報告者が発言し、人身取引が深刻な人権侵害であると理解されるために、被害者の無処罰の原則は不可欠であると述べた。そして、処罰は被害者の支援・保護・効果的救済の権利を優先させる各国政府の確約に反することであり、無処罰の原則が尊重されなければさらなる深刻な人権侵害が生じるとし、処罰は被害者の回復の可能性を妨げ、司法へのアクセスを否定ものであると述べた。討議で発言者は、出身国・経由国・目的国の政府は被害者を中心に据えた取組みを行い協力しなければならないこと、COVID-19 パンデミックが人身取引との闘いに悪影響をもたらしていること、被害者が人身取引を理由に逮捕・訴追・処罰されてはならないこと等を主張した。会合の始めには、女性に対する暴力に関する討議も行われ、特別報告者はイスタンブール条約の批准の必要性を訴えた。

人権理事会 ビジネスと人権に関する指導原則 10 周年等を討議

2021/06/29

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、ビジネスと人権に関する指導原則 10 周年に関するパネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官は、過去 10 年間に指導原則は、人々が被るリスクの防止・緩和を通じて企業が積極的に貢献するための正当で実用的・効果的な枠組みを示したと指摘した。しかし、COVID-19 パンデミックのような危機が、多くのビジネス固有の不平等と脆弱性を露呈させ悪化させていると述べ、指導原則の全ての実現には一層の行動が必要であり、企業も向上しなければならないと訴えた。発言者は、各国政府が企業の人権遵守を促進する取組みを挙げ、また、COVID-19 危機からの復興の鍵となるのは人権原則を基礎に置く責任ある企業であると述べた。会合の始めには、人権と多国籍企業に関する討議が行われ、企業の人権侵害にはより重い刑事責任を課し、資産凍結・ライセンス剥奪・訴追等の具体的な刑罰を科すべきであるとの発言もあった。

人権理事会 人身取引に関する専門家が発言

2021/06/29

国連人権高等弁務官事務所

人身取引に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。人身取引の被害者の処罰は、被害者の支援・保護・効果的救済の権利を優先させる各国政府の確約に反することである。抑留、強制送還、市民権の恣意的剥奪、入国法違反や売春への関与による制裁は無処罰の原則、無差別の原則に反する。被害者の処罰は本人の身体的・精神的・社会的回復に有害であり、再び人身取引される危険をもたらす可能性もある。無処罰の原則の効果的な実施は、ノン・ルフールマンの原則を含む支援・保護の措置をとる政府の義務を確保するために不可欠である。また、武力紛争下で人身取引される子どもの状況を懸念する。テロ集団を含む武装集団に結びつけるために抑留される子どもは、人権法・人道法の重大な侵害の被害者とみなされるべきである。処罰ではなく回復・社会復帰・家族統合が優先されるべきである。

強制移動させられた LGBTIQ+の保護に関するラウンドテーブル

2021/06/29

国連人権高等弁務官事務所

「強制移動させられた LGBTIQ+の保護・解決に関するグローバルラウンドテーブル 2021」が6月7～29日にバーチャルで開催された。政府・市民社会・民間分野、強制移動の経験がある LGBTIQ+の人々ら 500 人以上が参加した。世界には 8,200 万人以上が強制的に移動させられており、その中には性的指向・性自認・性表現・性的特徴に関わる差別・虐待・迫害からの保護を求める難民・庇護希望者・国内避難民・無国籍の人々がいる。参加者は、強制移動の原動力、庇護希望の難しさ、国内保健サービス・社会プログラム、地域統合、生計の機会の必要性等を討議し、次の項目を含む勧告を作成した。①性的指向・性自認・性表現・性的特徴を熟知した、定期的・交差的・インクルーシブな訓練の開発・実施、②自己決定による法律上のジェンダー認定の確保、難民・庇護希望者・強制的移動者の姓名やジェンダーマーカーの変更の可能性、③LGBTIQ+団体への支援・資金提供の強化、である。

人権理事会 気候変動における高齢者の人権を討議

2021/06/30

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、気候変動における高齢者の人権に関するパネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官は、人口高齢化と気候変動は人権に関して密接に関連していること、2050年までに65歳以上の人口は15億人になると推定され、温室効果ガスの排出が実質ゼロにならないとすれば、世界の気温上昇は1.5度を超えること、高齢者差別が高齢者の気候変動に対する脆弱性を招いていること、年齢差別がもたらす高齢者の貧困・周縁化の発生・悪化をCOVID-19危機が明らかにしていることに言及した。水鳥真美国連事務総長特別代表(防災担当)は、国内の防災戦略に高齢者を適切に含めることは政府・地方政府・防災担当局の責任であり、また、高齢者がコミュニティの災害からの回復力の構築に果たす役割を認める必要があると述べた。討議で発言者は、高齢者は気候変動から多大な影響を受け、対応する力が弱いことなどに言及した。

人権理事会 極度の貧困、超法規的処刑を討議

2021/06/30

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、極度の貧困に関する特別報告者が発言し、低所得国への支援強化のために社会的保護に関するグローバルファンドをつくるべきであると述べた。発言者は、世界では7億人近くが極度の貧困状態にあり、COVID-19によって1億人以上が貧困に陥る可能性があること、複数の国がパンデミックにより多くの問題に直面し貧困に苦しんでいることに言及した。一方で、COVID-19 パンデミックは従来からの状況を悪化させただけでなく、極度の不平等の原因は大国が自国の利益のために強制した世界秩序にあるとする発言もあった。続いて、超法規的・略式・恣意的処刑に関する特別報告者が発言し、前任者の活動に関する報告書を紹介した。討議では、ジャーナリストの殺害やジェンダーに敏感な活動に関する前特別報告者の報告書に謝意が示されたが、彼女の活動は任務を超え政治的であったと批判する発言もみられた。

人権理事会 極度の貧困に関する専門家が発言

2021/06/30

国連人権高等弁務官事務所

極度の貧困に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。ILOによれば、世界人口の55%・40億人は社会的保護を全く受けておらず、16%・12億人は一部しか受けていない。子ども手当を受けているのは35%にすぎない。これまで保健、失業、高齢年金、子どもや障がい者手当への投資はあまりに少ないものだった。この過ちの代償を今、貧困者が払わせられている。極度の貧困に新たに陥った人々は、2020年には8,800万~1億1,500万人、2021年は2,300~3,500万人になると予想されるが、社会的保護プログラムに投資していれば、防止できたであろう。社会的保護に関するグローバルファンドの設立は可能であるが、政治的意思が必要である。グローバルファンドによって、被援助国は社会的保護の自己資金を漸増させることができる。これは新たな依存の形態をつくるものではなく、社会的保護に取り組む国々への持続可能な支援レベルを確保するものである。

パンデミックと自由を剥奪された人々に関する文書

2021/06/30

国連人権高等弁務官事務所

拷問防止小委員会が、拷問等禁止条約選択議定書の締約国 90 カ国のうち 49 カ国と 64 の国内防止機関からの情報を基に、“Follow-up COVID Advice” と題する文書を公表した。内容は以下のとおり。パンデミックがいつまで続き、パンデミック後の世界の“新常态”を予想することはできない。しかし明確なのは、刑務所、難民キャンプ、入国者収容所のような場所を以前の“常態”すなわち、過密で医療のない、低水準の衛生状態等に戻すことはできないということである。各国政府に対し、ワクチン接種プログラムには自由を剥奪された人々を含めるとともに、抑留場所の衛生状態、医療へのアクセスの改善を続け、受刑者数削減の一環として早期の釈放・恩赦を行うよう求める。また、COVID-19 によって精神的健康に影響を受けた人々、中でも隔離施設・精神科病院等の収容者に対する適切なカウンセリング・精神的サポートを確保するよう求める。